

2022年9月27日

お客様 各位

飛驒信用組合

電子交換所の設立に伴う小切手・手形の「払戻可能日時」および
「代金取立手数料」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

さて、2022年11月の電子交換所の運用開始に伴い、全国各地に設置されております手形交換所は全て廃止となり、原則、全ての小切手・手形が電子交換所での取り扱いとなります。

これに伴い、下記のとおり、小切手・手形の「払戻可能日時」、および「代金取立手数料」を改定しますのでお知らせいたします。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 払戻可能日時について

- ・電子交換所の運用開始後は、全国共通でひとつの交換所での取り扱いとなるため、払戻可能日時が統一されます。
- ・これにより、現在、全国各地の手形交換所での取り扱いでは、小切手の支払場所が遠隔地の場合、払戻可能となるまで日数を要しておりましたが、電子交換所の運用開始後は、払戻可能日時が早くなります。

【電子交換所の運用開始後の小切手・手形の払戻可能日時】

| 支払場所 | | 払戻可能日時 | |
|------------|-----|------------------------|--------------------|
| | | 小切手 | 手形 |
| 当組合 | 自店 | 即日 | 支払期日の13時頃 |
| | 本支店 | 入金日から数えて 2営業日後の13時頃 | 支払期日の翌営業日 の13時頃 |
| 当組合以外の金融機関 | | | |

2. 郵送による取立の廃止について

- ・電子交換所の運用開始後は、電子交換所参加金融機関（当組合本支店を含みます。）が支払金融機関となる2022年11月3日（木）以降を支払期日とする手形ならびに小切手については、原則として郵送による取立は廃止させていただきます。
- ・ただし、電子交換所不参加金融機関への取立の場合や、交換呈示できないものの取立の場合は、郵送による取立を行います。

3. 代金取立手数料の改定

- ・電子交換所の運用開始に伴い、代金取立の取扱区分および取扱方法が変更となることから、手数料の改定を行います。

【手数料改定日】

- ・2022年11月4日（木）受付分より（割引手形は申込受付分より）

【手数料の改定内容】

| | | 改定前 | | 改定後 | |
|---------------------------------|----------------------------|--------------------|-------|-------------------------|---------|
| 代 金 取 立 手 数 料 | 自店・本支店・ 高山手形交換所加盟金融機関宛 | 無 料 | | 当組合宛（自店・本支店） | 無 料 |
| | 上記以 外の 金融機 関宛 | 普通扱い （集中又は個別取立） | 660 円 | 当組合以外の金融機関宛 | 660 円 |
| | | 至急扱い （個別取立） | 880 円 | 当組合以外の金融機関宛 の個別取立（※） | 1,100 円 |
| | そ の 他 手 数 料 | 不渡手形返却料 | 660 円 | | 不渡手形返却料 |
| 取立手形組戻料 | | | | | |
| 取立手形店頭呈示料 | | | | | |
| 送金・振込の組戻料 | | | | | |

（※）電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要なもの